

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会

平成24年度 6月分 受付状況ご通知(月報)

拝啓 盛夏の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、6月締めの受付台数は11,364台で本年度累計は32,026台、前年度同月比90.9%、前年度累計比95.9%となりました。
つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 定期検査報告書の「有効期限内報告」について

平成24年4月～6月の3ヶ月間の有効期限を超えて提出された定期検査報告書は、1,093件で3.4% (添付率) (前年度の3ヶ月間:2,099件添付率6.3%) で前年度と比較すると大きな改善が見られました。だが、まだ数多くの有効期限を超えた報告書が提出されております。
については、本年度も「有効期限内報告」の取組みの強化を図っていただくようお願い致します。

2. エレベーターに関する告示の公布について (ご紹介)

○国土交通省告示第678号

特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1413号)の一部を次のように改正する。平成24年6月7日

第一第三号ホに後段として次のように加える。

この場合において、当該装置がワイヤーロープを用いた構造のものにあつては、非常の場合及び保守点検を行う場合を除き、ワイヤーロープの変位が生じないようにワイヤーロープを壁、床その他の建築物の部分に固定することその他の必要な措置を講ずること。

附則 この告示は、平成24年8月1日から施行する。

○国土交通省告示第680号

昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準を定める件(平成20年国土交通省告示第1447号)の一部を次のように改正する。平成24年6月7日
第三号中「戸の」を「昇降路の出入口の戸の」に、「用いなければ昇降路外から解錠することができない」を「用いずに当該戸を開こうとした場合においても施錠された状態を保持する力が減少しない」に改める。

附則 この告示は、平成24年8月1日から施行する。

3. その他

・昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件等の一部を改正する告示案について (概要)

昨年7月に発生した東京メトロ有楽町線平和台駅において主索が破断し、かごが落下した事故に関連して上記の昇降機の定期検査業務告示の改正案がパブリックコメントによる意見募集が行われております。

国土交通省 HPアドレス

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

尚、意見・情報受付締切日 : 2012年7月25日(水)迄となっております。

以上